



平成22年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社  
代表者名 取締役社長 岡田 敏夫  
( コード番号 5 9 3 6 東・大 第 1 部 )  
問合せ先 常務執行役員経営企画統括部長  
丸山 明雄  
( TEL 06-4705-2125 )

公正取引委員会からの排除措置命令等に対する  
審判請求等の手続きについて

当社は、平成22年6月9日、公正取引委員会（以下、「同委員会」といいます）より、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令（以下、「本件命令」といいます）を受け、同日にその概要を公表しております。

当社といたしましては、本件命令を分析・精査し、慎重に今後の対応を検討してまいりましたが、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、公正な判断を求めるため、本日開催の取締役会において、下記のとおり、必要な手続きを行うことを決議いたしました。

記

1. 本件命令について

- (1) 重量シャッター等各種シャッターの販売価格引上げに関する排除措置命令
- (2) 近畿地区における物件の受注調整に関する排除措置命令
- (3) 上記2件に係る各課徴金納付命令

2. 今後の対応

当社といたしまして、本件命令を受けましたことはたいへん遺憾であり、今後は再発防止に向けた社内企業倫理遵守の強化と信頼回復に向けた取組みを実施してまいります。

しかし、同委員会の判断には、当社として看過できないところがありますので、同委員会に対し、排除措置命令2件に対する審判請求を行うとともに、排除措置命令の執行停止の申立を行うことを決議いたしました。今後、審判手続において、当社の意見や考え方を陳述し、公正な判断を求めていくことにいたします。

3. 今後の業績に与える影響

本件命令を受けたことにより、業績予想の修正を行っております。

詳細につきましては、平成22年6月30日開示の「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上